

「ジェイコム株式の誤発注に係る措置等に関する委員会」設置指針（概要）

株式会社日本証券クリアリング機構

項 目	内 容	備 考
1．設置目的	<p>今般のジェイコム（株）株式に係る決済条件の改定に関し、本件に関係したみずほ証券に対する業務方法書に基づく措置を決定するにあたり、証券市場の公正性の確保という事の重大性に鑑み、外部の公正中立な立場からの意見を聴取する場として「ジェイコム株式の誤発注に係る措置等に関する委員会」を設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本委員会は取締役会の諮問委員会とする。 ・ 本委員会では、本件に関係した東京証券取引所への要請についても意見聴取を行う。
2．検討事項	<p>委員会は、本件に関する業務方法書に基づく措置等について、取締役会から諮問を受けた事項について検討を行う。</p>	
3．委員	<p>委員会は委員4～5名程度とし、法律専門家、証券実務に関する識見者及びその他の有識者から、選任を行う。</p>	
4．意見のとりまとめ	<p>委員会の意見については、とりまとめの上、取締役会に報告を行う。</p>	

以 上